

RICOH360 ビジネスパッケージシリーズ 利用条件書

改定:2026 年 6 月 1 日

第1条 本条件書の適用

1. RICOH360 ビジネスパッケージシリーズ(以下「本パッケージ商品」といいます。)は、RICOH360 プレミアムパッケージ及び RICOH360 アプリを組み合わせ提供するパッケージシリーズ商品です。
2. RICOH360 ビジネスパッケージシリーズ 利用条件書(以下「本条件書」といいます)は、本パッケージ商品に関する諸条件を規定する目的で定めるものです。本パッケージ商品の利用を希望するお客様は本条件書に加えて、以下の規約にご同意ください。

①RICOH360 プレミアムパッケージ利用規約	https://www.ricoh360.com/ja/terms/premium-package/
②RICOH360 アプリ利用規約	https://www.ricoh360.com/ja/terms/app

第2条 用語の定義

本条件書では、以下の各用語について次の通り定義するものとします。

用語	用語の意味
RICOH360 プレミアムパッケージ	THETA 及び THETA の付属品のお客様への貸出、サポートサービス及び保証サービスが付帯されたリコーのサービスであってその諸条件は利用規約①に規定されるもの。
RICOH360 アプリ	リコーが提供する THETA 専用のアプリケーションのこと。
THETA	リコーが製造、販売する 360 度カメラのこと。
本パッケージ商品	RICOH360 プレミアムパッケージ及び RICOH360 アプリを組み合わせ提供する RICOH360 ビジネスパッケージシリーズのこと。なお、本パッケージ商品は、有償シート、有償ストレージ容量を含みます。
利用規約①	RICOH360 プレミアムパッケージ利用規約のこと。
利用規約②	RICOH360 アプリ利用規約のこと。
本利用規約	利用規約①と利用規約②の総称。
本条件書	RICOH360 ビジネスパッケージシリーズ 利用条件書のこと。

本利用申込書	お客様が本パッケージ商品の利用を申し込むためのリコー所定の書面のこと。
本契約	本条件書第4条第1項により成立する本パッケージ商品の利用契約のこと。
リコー	株式会社リコーのこと。
お客様	本パッケージ商品の利用を申し込む当事者。契約主体のこと。
チーム	法人・組織単位で構成されるユーザーを管理するための管理単位のこと。
ユーザーシート	チームに招待可能なユーザーIDの枠(seat)のこと。
THETAシート	チームに連携可能なTHETA台数の枠(seat)のこと。
有償シート	本パッケージ商品に含まれるリコーが別途指定する数の有償で追加されるユーザーシート及びTHETAシートのことをいう。
ユーザー	チームに所属しRICOH360アプリを利用する利用者個人のこと。
ユーザーID	RICOH360アプリを利用するために必要なユーザー毎に発行されるIDのこと。
パスワード	ユーザーがユーザーID発行時に設定するログイン用パスワードのこと。
ストレージ容量	RICOH360アプリにおいて、チーム単位で割り当てられる撮影データや関連ファイルを保存するためのクラウド上の保存容量のこと。
有償ストレージ容量	本パッケージ商品に付帯されるストレージ容量の追加上限のこと。
基本利用期間	本パッケージ商品の利用に関する基本の契約期間をいい、初回基本利用期間及び本条件書第6条により更新された場合、その更新後の期間を指す。
初回基本利用期間	利用規約①第5条にて定義する初回発送日が属する月の翌月1日を起算日として本利用申込書に定める期間をいう。
更新月	基本利用期間の最終月のこと。
初回追加品利用期間	追加品の利用開始日から、追加品利用開始日が属

	する基本利用期間の末日までの期間をいう。
最低利用期間	本パッケージ商品については、初回基本利用期間をいう。ただし基本利用期間中に追加品の申込があった場合は、当該追加品に係る翌基本利用期間の末日まで延長されるものとする。各追加品については、当該追加品の初回追加品利用期間の初日から、当該追加品に係る翌基本利用期間の末日までの期間をいう。
貸与品	利用規約①第2条第1項にて定義されるリコーが提供する THETA 及びその付属品のこと。
契約パッケージ	お客様が本利用申込書において選択した、契約対象となる特定のパッケージ商品のこと。
付属品	貸与品に含まれるもの。リコーが提供する THETA の各種アクセサリのこと。
RICOH360 アプリの無償版	利用規約②に同意し、アカウントを作成することにより利用可能な RICOH360 アプリの無償版のこと。無償版にはチーム、ユーザーシート、THETA シート、ストレージ容量が無償の範囲で提供されており、本パッケージ商品の利用契約が終了した場合においても、この範囲で RICOH360 アプリの継続使用が可能である。

第3条 契約の単位

1. リコーは、以下を本パッケージ商品のユーザーとし契約の範囲と定めます。
 - (1) お客様自身
 - (2) お客様のグループ会社、関連会社、子会社
 - (3) お客様の業務委託先
2. 前項（2）（3）については、お客様の責任において、本条件書及び本利用規約の範囲において利用させるものとし、当該ユーザーの行為についてはお客様がその責を負うものとします。
3. 第1項の範囲を超える利用については、別途個別に本パッケージ商品の利用契約を締結するものとします。

第4条 本契約の成立

1. お客様は、本条件書及び本利用規約に同意の上で、本パッケージ商品の利用を申し込むものとし、当該申し込みはお客様による本利用申込書のリコーへの提出によって行わ

れます。本契約は、リコーが当該申し込みを受諾し、その旨をお客様に通知した時点で成立するものとします。

2. 本契約は以下の 4 つの文書により構成されます。これらの文書間に矛盾がある場合には、当該矛盾を解決するために以下の優先順位が適用されます。
 - (1) 本利用申込書
 - (2) 本条件書
 - (3) 本利用規約（RICOH360 プレミアムパッケージについては利用規約①並びにそれに付随するサポートサービス条件書及び保証条件書が、RICOH360 アプリについては利用規約②がそれぞれ適用されます。）
 - (4) プライバシーポリシー

第5条 ユーザーID 及びパスワードの管理

1. ユーザーID及びパスワードは利用規約②第2条第1項によりアカウントを作成したときに発行されます。
2. お客様はユーザーID及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正利用によりリコーあるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。
3. お客様はユーザーID及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちにリコーにその旨を連絡するものとします。
4. お客様はユーザーID及びパスワードの漏洩、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。また、リコーは、ユーザーID及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、リコーに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
5. リコーは、ユーザーID及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。この場合、リコーはお客様に対しその旨を通知します。

第6条 本パッケージ商品の基本利用期間

1. 本パッケージ商品の初回基本利用期間は、本利用申込書に定める期間とします。
2. お客様が本条件書第9条第6項に従い本契約を終了させない限り、基本利用期間の満了時に、その時点においてリコーが定める本パッケージ商品の内容及び料金をもって、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、本条件書第8条8.1第2項に基づき追加品の申込により基本利用期間の更新が確定している場合は、当該更新は本項の自動更新に優先して適用されるものとします。
3. お客様は、基本利用期間中は本契約を解約することができないものとします。ただし、お客様が本条件書第7条第3項に定める違約金を支払う場合は、本条件書

第9条第6項に従い本契約を解約することができるものとします。

第7条 料金及び支払

1. お客様は、リコーに対し、本利用申込書に記載された本パッケージ商品の料金(以下「本料金」といいます。)を、別途定める支払条件及び方法により支払うものとします。
2. お客様は、自動更新後の基本利用期間において、1日でも本パッケージ商品を使用された場合、更新後の基本利用期間分の本料金をすべて支払わなければならないものとします。
3. お客様が本条件書第6条第3項ただし書に基づき本契約を中途解約し、又はお客様の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合、お客様は、リコーに対し、以下の各号に定める違約金を支払うものとします。なお、リコーは、既に支払いを受けた本料金を返金しないものとします。
 - (1) 本パッケージ商品（追加品を除きます。）に関する違約金
解約月又は終了月の翌月1日から、本パッケージ商品の最低利用期間の末日までの残余期間に対応する本料金相当額（1年分の本料金を12で除した月額単価に、残余期間の月数を乗じた金額）とします。
 - (2) 追加品に関する違約金
解約月又は終了月の翌月1日から、当該追加品の最低利用期間の末日までの残余期間に対応する追加利用料相当額（追加品の1年分の単価を12で除した月額単価に、残余期間の月数を乗じた金額）とします。なお、追加品が複数ある場合は、追加品ごとに算定した金額の合計額とします。
 - (3) 前各号の違約金の支払義務は、本契約の終了後もその効力を存続するものとします。
4. お客様が定められた支払期限までに本パッケージ商品に関連する費用（本料金を含みますが、これに限りません。）を支払わない場合、年利14.6%の利率で利息が発生するものとします。
5. 本料金にかかる消費税等については、消費税法、地方税法その他関連法令に基づきお客様が負担するものとします。消費税等に関する税率の変更があった場合は、当該変更の実施後にお客様がリコーに支払う本料金について、変更後の消費税等を適用するものとします。

第8条 パッケージ内容の追加、変更及び削減

8.1 パッケージ内容の追加

1. 追加の申込

お客様が基本利用期間中に貸与品又は有償シートの追加を希望される場合は（以下当該追加した貸与品を「追加貸与品」、当該追加した有償シートを「追加シート」、これらの

総称を「追加品」といいます。)、リコー所定の方法に従いこれを申し込むものとします。本項に基づき追加する追加品の価格、支払方法及びその他の条件についてはリコーが別途定めるものとします。

2. 追加品の利用開始日及び追加利用料

追加貸与品についてはその発送日が属する月の翌月 1 日、追加シートについてはその付与日が属する月の翌月 1 日を利用開始日（以下「追加品利用開始日」といいます。）とします。また、追加品利用開始日から、追加品利用開始日が属する基本利用期間の末日までの期間（以下「初回追加品利用期間」といいます。）とします。お客様は、初回追加品利用期間に対応する追加利用料（1 年分の単価を 12 で除した月額単価に、初回追加品利用期間の月数を乗じた金額とします。）を、リコー所定の申込書面に定める支払条件に従い一括にて支払うものとします。

3. 追加品の申込に伴う利用期間の更新

お客様が前項に基づき追加品の申込を行った場合、お客様は、追加品利用開始日が属する基本利用期間の翌基本利用期間について、本契約の更新を申し込んだものとみなします。

8.2 契約パッケージの変更

1. 契約金額の増額を伴う契約パッケージの変更

- (1) お客様が契約金額の増額を伴う契約パッケージの変更を希望される場合、リコー所定の方法に従いこれを申し込むものとします。本項に基づき変更する変更後パッケージの価格、支払方法及びその他の条件についてはリコーが別途定めるものとします。
- (2) 貸与品についてはその発送日、追加シートについてはその付与日が属する月の翌月 1 日を変更開始日（本項において、以下「変更開始日」といいます。）とします。変更開始日から変更開始日が属する基本利用期間の末日までの期間を初回追加品利用期間とし、本条件書第 8 条 8.1 第 2 項乃至第 3 項の規定を準用します。
- (3) お客様は、変更開始日の属する月の 20 日までに、貸与品がリコーに到着するよう返却手続きを行ってください。返却には利用規約①第 10 条（貸与品の返還）が適用されます。

2. 契約金額の減額を伴う契約パッケージの変更

- (1) 契約金額の減額を伴う契約パッケージの変更は本条件書第 6 条に規定する契約更新時に限り変更できるものとし、基本利用期間の途中では変更できないものとします。
- (2) お客様が契約金額の減額を伴う契約パッケージの変更を希望される場合、リコー所定の方法に従い、本条件書第 6 条による更新月の当月 15 日までにこれを申し込

むものとしします。本項に基づき変更する変更後パッケージの価格、支払方法及びその他の条件についてはリコーが別途定めるものとしします。

- (3) 貸与品についてはその発送日、追加シートについてはその付与日の翌月 1 日を変更開始日（本項において、以下「変更開始日」といいます。）としします。変更開始日が属する基本利用期間の翌基本利用期間における本料金（本利用申込書に記載の通り年額の一括払いとしします。）の支払が完了する日までを最低利用期間とし、最低利用期間中は当該追加品の使用を継続する必要があります。
- (4) お客様は、変更開始日の属する月の 20 日までに、貸与品がリコーに到着するよう返却手続きを行ってください。返却には利用規約①第 10 条（貸与品の返還）が適用されます。

3. 付属品の変更

- (1) お客様が付属品の変更を希望される場合、リコー所定の方法に従いこれを申し込むものとしします。本項に基づき変更する変更後の付属品の価格、支払方法及びその他の条件についてはリコーが別途定めるものとしします。
- (2) 付属品の変更は、基本利用期間中 1 回に限り行えるものとしします。
- (3) お客様は付属品を含む貸与品の発送日の属する月の翌 20 日までに、変更前の貸与品がリコーに到着するよう返却手続きを行ってください。返却には利用規約①第 10 条（貸与品の返還）が適用されます。

8.3 パッケージ内容の削減

1. 削減の申込

お客様が、貸与品又は有償シートの削減を希望される場合、リコー所定の方法に従い、各月の 15 日(当該日が土日又は祝日の場合は直前の営業日)までに書面による通知を行うものとしします。本項に基づき通知を行った場合、当該月の末日を効力発生日として（以下「削減効力発生日」といいます。）貸与品又は有償シートが削減されます。疑義を避けるために付言すると、最低利用期間を経過するまでは、貸与品又は有償シートの削減はできません。やむを得ず削減する場合は、本条件書第 7 条第 3 項に定める違約金を支払うものとしします。

2. 削減後の取扱い

お客様は、削減効力発生日までに、お客様自身の責任において、貸与品の返還及び有償シートやストレージ容量の削減を行うものとしします。

(a) 貸与品を削減した場合

削減効力発生日の属する月の 20 日までに、貸与品がリコーに到着するよう返却手続きを行ってください。返還には利用規約①第 10 条（貸与品の返還）が適用されます。

(b) 有償シートを削減した場合

削減効力発生日までに、お客様ご自身でチームに招待されたユーザーID数、チームに連携された THETA 台数及びストレージ容量を削減後の上限の範囲内となるよう調整してください。削減効力発生日以降もその調整が完了しない場合には、削減未実施分に相当する利用料を請求する場合があります。

第9条 停止、変更及び廃止並びに終了

1. リコーは、次の各号に掲げる事由により本契約の一部又は全部の提供を行うことができなくなった場合、本契約の一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本パッケージ商品の提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合。
 - (2) 本パッケージ商品に障害等が生じた場合。
 - (3) リコーが本パッケージ商品の運用の一部又は全部を停止することが望ましいと判断した場合。
 - (4) 適用される法律又は政府当局により対応を求められた場合。
2. リコーは、本パッケージ商品の一部又は全部の提供を停止する場合、お客様に対してその旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、リコーは事前の通知を行わず本パッケージ商品の提供を停止することができるものとします。リコーは、本項に基づき本パッケージ商品の提供を停止した場合にお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
3. リコーは、本契約の目的に反しない範囲で、その裁量により本パッケージ商品の内容の一部を変更し又は廃止することができるものとします。リコーは、本項に基づき本パッケージ商品の提供内容の一部を変更し又は廃止した場合にお客様に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。
4. リコーは、次の各号の一に該当するときは、お客様への通知をもって、直ちに本契約の一部又は全部を解除することができるものとします。なお本項(ただし(4)は除きます。)に基づく本契約の解除は、リコーのお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 - (1) お客様が、本契約のいずれかの規定に違反し、合理的な是正期間のある是正通知がお客様に与えられたが、お客様が、当該是正期間の間に当該違反を是正しなかった場合
 - (2) お客様が不渡処分、差押、仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合、又は破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てをした場合若しくは申立てを受けた場合
 - (3) お客様の資産状態が悪化し、又はお客様の資産状態が悪化する合理的な可能性がある場合

- (4) リコーが監督官庁から本パッケージ商品の提供の取消し又は中止の処分を受けた場合
 - (5) お客様に関して、分割、合併、会社分割、減資、売上高の全部又は重要部分の移転等が決議された場合
 - (6) 指定した期日までに、お客様からの支払がなされない場合。
 - (7) 本パッケージ商品の利用申込みその他の手続において、虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - (8) リコーの問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、又は同様の問合せを繰り返し行うなどリコーの業務に支障をきたした場合。
 - (9) リコーに対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合。
 - (10) 公序良俗に反する態様において本パッケージ商品を利用した場合。
 - (11) そのほか、リコーにより不適切であると判断される作為又は不作為による行為を行った場合。
5. 前項の規定に加え、リコーは、リコーの都合により本パッケージ商品の提供を終了させることができるものとします。この場合リコーは、リコー所定の方法に従って本パッケージ商品の提供終了日の3ヶ月前までにお客様に対してその旨を通知するものとします。なお、本項に基づき本パッケージ商品の提供を終了した場合であっても、お客様に生じた損害について何ら責任を負わないものとします。本項に基づきお客様への本パッケージ商品の提供が終了した場合、本契約は自動的に終了します。
6. お客様は、リコー所定の方法に従い、更新月の15日(当該日が土日又は祝日の場合は直前の営業日)までに申し込みを行うことにより、基本利用期間の末日をもって本契約を終了することができるものとします。ただし、最低利用期間中は本契約を終了することはできないものとし、やむを得ず終了する場合は、本条件書第7条第3項に定める違約金を支払うものとします。

第10条 契約終了の効果

1. 本契約が終了した場合、お客様は利用規約①第10条に従い、リコーに貸与品を返却するものとします。またRICOH360アプリのチームについては、本契約の終了と同時に、無償版に移行されるものとします。無償版の詳しい内容については別途リコーが提示する通りとします。
2. RICOH360アプリの無償版の利用については利用規約②の条件が適用されるものとし、お客様はこれに同意するものとします。なお、お客様は本契約の終了日までに、お客様ご自身でチームに招待されたユーザーID数、チームに連携されたTHETA台数及びストレージ容量を別途リコーが提示する無償版の上限値以下まで調整するものとします。当該期間を超えてもご対応いただけない場合には、RICOH360アプリの無償版の提供

の一部又は全部の停止その他リコーが相当と考える措置を講ずることができるものとします。

第11条 特則事項

利用規約①第2条第2項にかかわらず、お客様がリコー所定の方法にて申し出た場合、リコーは貸与品を当該申し出のあった住所に発送するものとします。

第12条 本条件書の修正

リコーは、本契約の目的に反しない範囲で、その裁量により本条件書の一部又は全部をいつでも変更することができるものとします。この場合、リコーは、その変更内容及び変更の効力発生日を、リコーの定める方法により、お客様に通知するものとします。お客様が変更の効力発生日以降も引き続き本パッケージ商品を利用された場合、変更後の本条件書に同意したものとみなします。

第13条 準拠法及び裁判管轄

1. 本契約の成立、効力、解釈及び権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。
2. お客様及びリコーは、本契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第14条 存続条項

本契約の終了の理由の如何を問わず、本契約終了後も本条件書第7条第3項及び第4項、第9条、第10条、第13条及び本条の規定並びに本利用規約に定める存続条項は有効に存続するものとします。

以上